

広島県告示第四百十九号

平成十六年広島県告示第七十六号（広島県青少年健全育成条例の規定による立入調査等職員の身分を示す証明書の様式）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(表面)

(表面)

9センチメートル

9センチメートル

第 号

第 号

立入証明書

立入証明書

2.4センチメートル

2.5センチメートル

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

3.0
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

2.5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

所属
職名
氏名

所属
職名
氏名

上記の者は、広島県青少年健全育成条例第45条第1項の規定による立入調査
等を行う職員であることを証明する。

上記の者は、広島県青少年健全育成条例第45条第1項の規定による立入調査
等を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

平成 年 月 日交付

広島県知事

広島県知事

印

印

(裏面) (略)

(裏面) (略)